

## 消費税に関する届出書

様式	届出書の名称	手続対象者	提出期限等
第1号	消費税課税事業者選択届出書	課税事業者になることを選択しようとする事業者	提出日の翌課税期間（新規開業の場合はその課税期間）から適用されます。原則として2年間は免税事業者に戻ることはできません。
第2号	消費税課税事業者選択不適用届出書	免税事業者に戻ろうとする事業者	提出日の翌課税期間から適用されなくなります。消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、この届出書を提出することはできません。
第3号	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる事業者	速やかに
第33号	消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	やむを得ない事情により提出日の特例の承認を受けようとする事業者	やむを得ない事情が止んだ日から2月以内 （適用又は不適用を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。）
第5号	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより免税事業者となる事業者（課税事業者を選択している場合を除く）	速やかに
第6号	事業廃止届出書	事業を廃止した課税事業者（事業廃止による第2、14、25号様式の不適用届出書を提出している場合を除く）	速やかに
第7号	個人事業者の死亡届出書	死亡した課税事業者の相続人	速やかに （相続人が被相続人の納税地の所轄税務署に提出します）
第8号	合併による法人の消滅届出書	合併に係る合併法人	速やかに （合併法人が被合併法人の納税地の所轄税務署に提出します）
第10-(2)号	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	消費税の新設法人（基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人）に該当する法人（課税事業者を選択している場合を除く）	速やかに （ただし、法人税法148条に規定する法人設立届出書において新設法人に該当する旨を記載して提出している場合には、この届出書は不要です。）
第11号	消費税異動届出書	消費税の納税地等に異動があった事業者	遅滞なく （納税地の異動の場合には異動前、異動後の所轄税務署に提出します。）

第13号	消費税課税期間特例選択・変更届出書	課税期間を1月又は3月ごとの期間に短縮又は変更することを選択する事業者	提出日の翌課税期間（1月又は3月ごとに区分した期間）から適用します。（原則として、2年間は継続しなければなりません。）
第14号	消費税課税期間特例选择不適用届出書	課税期間の短縮を選択した事業者がその適用を受けることをやめる場合又は事業を廃止した場合	提出日の翌課税期間（1月又は3月ごとに区分した期間）から適用されなくなります。（「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出してから2年間は、提出することができません。）
第20号	輸出物品販売場許可申請書	輸出物品販売場の許可を受けようとする者	
第21号	輸出物品販売場廃止届出書	輸出物品販売場を廃止した者	
第22号	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	課税売上割合に準ずる割合の適用の承認を受けようとする事業者	承認日の属する課税期間から適用されます。
第23号	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書	課税売上割合に準ずる割合の適用を取りやめようとする事業者	提出日の属する課税期間から適用されなくなります。
第24号	消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択しようとする事業者	提出日の翌課税期間（新規開業の場合はその課税期間）から適用されます。ただし、新規開業の場合には選択により翌課税期間から適用することができません。（原則として、2年間は継続適用しなければなりません。） （注）簡易課税制度を選択した場合でも、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える課税期間については、簡易課税制度を適用することはできません。
第25号	消費税簡易課税制度选择不適用届出書	簡易課税制度を選択した事業者がその適用を受けることをやめる場合又は事業を廃止した場合	提出日の翌課税期間から適用されなくなります。
第34号	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	やむを得ない事情により「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度选择不適用届出書」をその適用又は不適用を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった事業者	やむを得ない事情が止んだ日から2月以内 （適用又は不適用を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。）
第35号	災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	災害その他やむを得ない理由により「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度选择不適用届出書」をその適用又は不適用を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった事業者	やむを得ない事情が止んだ日から2月以内 （適用又は不適用を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。）

（注）消費税基本通達の制定により、消費税法及び地方消費税法等に規定する申請、届出等については、上記の様式を使用することとされています。